

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件沖縄出入域関係(I) (出入域許可他)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 領事問題, 米民政府, 日本旅券, 日本国旗掲揚, 船員手帳, 国際航空乗員証明書, 米民政府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43389

在香港
紛

回覧番号 3660, 外務省電信案 (分類)

特務・極秘・秘・平文・館長符号 (朱印)	暗 略 (平)	総第 4585 号
第 407 号	昭和 42 年 10 月 20 日 18 時 10 分	
大至急・至急・普通・LTF	発電係 村田	

電信課長 代 局

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主管局 (部) 長 参 事 官 課 長 課 長 補 佐	主管局課名 米 北 起案 昭和 42 年 10 月 20 日 起案者 井山 電話番号 672
---------------------------------------	--------------------------------------	---

協議先
領事課長

在 香 港 遠 郵 大 使 総 領 事 兼 三 木 大 臣 発 臨時代理

電 報 在 大 使 総 領 事 兼 三 木 大 臣 臨時代理

件名 沖縄住民のパスポート入口査証について

1. 沖縄住民 [redacted]

[redacted]

[redacted]

18日那覇発の移住船で當地に立寄り、當地で
ルゼンテン総領事館で査証を受け、同口には

漢 字 済

20 80

(※印内は電信課記入)

(昭和四〇四一改正)

GB-1

移住船へ 10月5日 必要申請書類と同総領事館
事館へ送付し、同船乗船と
取り止めた。しかし、同人は、現地
在住の子供のみに成る可い早(速)く希望
し、東京の航空便により渡航したい意向の由
である。その旨ルゼンテン総領事館に対し
説明の上、同人が在りかの方法で横渡すは
神戸の同口公館で査証を受領し、同口へ
構わぬ旨を急申し入あり、
受領し得る併々結果同便あり、
2. 在港 貴地 沖縄ルゼンテン総領事館に対し、
沖縄住民が提出する入口査証申請書類には
琉球政府法務局の官印 署名と真正なるもの
を証明する高杉菊方連絡事務所の署名官印
があること。

GB-3

外務省

西
本5月 新行工-25/87

~~貴地アルゼンチン領事館~~ ~~本5月 新行工-25/87~~

~~本通~~ ~~新行工-25/87~~ ~~署名を同館に~~

~~登録~~ ~~本通~~ ~~申し入れ~~ ~~経緯~~ ~~が~~ ~~あり~~ ~~が~~ ~~通~~

右につき 当方にて 検討中 ~~本通~~ ~~新行工-25/87~~

又、本件を用い、貴地アルゼンチン領事館より南米

所長署名未登録の理由に 査証を拒否される可

能性も考慮し予定を変更したものとす。

ついで、以上の経緯は、当面 済念のため

本件、本件仲里の査証取得が 済着した

後、貴地アルゼンチン領事館に 本件 署名登

録の分 ~~本通~~ ~~新行工-25/87~~ 確認の上、法學 田宅 女

りて、
(と経理由) 実務と

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外(官)房
務務次官
長官官審審長

人計会(領)審
長官官審審長

文電(領)審
長官官審審長

北東
長官官審審長

北西
長官官審審長

中移(領)審
長官官審審長

歐参共
長官官審審長

近(領)審
長官官審審長

次南國米ア
長官官審審長

朝(領)審
長官官審審長

経参経贈
長官官審審長

協政技贈
長官官審審長

余参協贈
長官官審審長

長条規
長官官審審長

国参軍社專
長官官審審長

授政経科
長官官審審長

情参内
長官官審審長

長道外
長官官審審長

文文二
長官官審審長

67年10月23日17時20分 ホンコン 発米北
67年10月23日18時49分 本省 着

外務大臣殿 遠藤 大使 臨時代理大使 (総領事) 代理

沖縄住民のアルゼンチン入国査証

メ516号 平 至急

貴電米北メ407号に關し

1. 館員(中村)をして当地アルゼンチン総領事館と接触せしめられたところ、移任申請者の所持する *travel document* の如何に拘らず移任申請書類中の南方連絡事務所長の官印署名が外務者により *certify* されない限り査証は発給できないが、最近にまた *Japan Emigration Service* の神戸 *Emigration Center* が南方連絡事務所長の署名を *certify* していることが判明したので、本官の正式要請状があれば仲里の申請書類を在神戸同国領事館に移牒し、同地で査証を発給す

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

るよう *arrange* する。日時は2週間程度かかるかも知れない旨回答した趣。(本官要請状は24日午前アルゼンチン総領事館に発出する予定)

2. なお、その際先方は今回の処置は例外的なもので、将来この種問題が再び起らぬよう南連事務所長の官印および署名と外務者が *certify* した *specimen* を在香港アルゼンチン総領事館に頂きたい旨要望した。

(従来は外務省文書課長名で個々の査証申請書につき *certification* が在本邦アルゼンチン公館に出されていた由)

又、南連事務所長の官印署名の *certification* を求めるのは、専ら移任申請書の偽造を防止するため、他意はない旨説明していた趣。

(3)

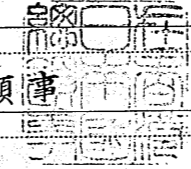
外務省

北米局長
参事官
北米課長

香港第 2048号
昭和42年10月25日

外務大臣殿

在 香 港
遠藤 総領事



オキワ住民のプレゼン入国直証に關し

10月20日付貴電米北オ407号及23日付住電

オ516号に關し

今般在香港プレゼン総領事館本官に對し

別添の如き口上書をお送り、オキワ住民の件、

ケンガローのプレゼン移住申請書を24日付をお送り

在在特回国領事館にお移轉法旨申し越

12の2報告申し上げ30

大坂連絡事務所
プレゼン側に照会済み

領処理
首席参事官
南(洋)
海外調査
漁業
航空
協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務



GA-4

外務省

別紙添付



Consulado General
de la
República Argentina

總領事
事務
✓

RG/CE
No. 333/45/67.-

The Argentine Consul General presents his compliments to the Consul General of Japan and in reply to his letter GA 10.15.67, takes much pleasure to inform him that the travel documents of Okinawa bound for Argentina immigrant Mr. KENZABURO (Gemzaburo) NAKAZATO, have on this date been forwarded to the Argentine Consulate in Kobe.

The Argentine Consul General avails himself of the opportunity to renew the expression of his highest consideration.

HONG KONG, 24th October, 1967.-



The Consul General of Japan,
CONSULATE GENERAL OF JAPAN,
International Building,
19th Floor,
141, Des Voeux Road Central,
Hong Kong.

081042